

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第5号
件 名	「文の京」自治基本条例の抜本的な見直しの検討を 求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

「文の京」自治基本条例（以下、「同条例」といいます。）は、平成17年4月1日に施行され、「条例の見直し」規定が盛り込まれていないこともあり、改正されたのは1度だけで、その後、10年以上改正されておらず、区民の理解を促し深めるための「逐次解説書」も備えていません。

時代遅れになっている証左としては、例えば「多様性 (Diversity)」や「多様性」を受け入れる「受容性 (Inclusion)」「包摂性 (Inclusiveness)」が国政／区政上の重要なキーワードになっているものの、同条例では「多様な取組」という文言があるに過ぎず、「多様性」や「受容性」「包摂性」という文言はありません。同条例では2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」の17の目標の理念も十分に反映されておらず、「レジリエントシティ」(=自然災害を含めた危機や困難を乗り越える復元力を備えたまちづくり)に関する理念も盛り込まれていません。また、住民自治の原則として「協働・協治」を打ち出していますが、区民ニーズの多様化と高度化、社会・経済構造の複雑化、従来の想定を遙かに超える自然災害に対応するためには「協働」だけでは十分とは言えず、「協創 (地域社会の公共的な課題の解決を図るために一緒に考え、有効な施策を一緒に創り上げていくこと)」の理念も欠かせなくなっています。

現在の条例をつくる際には、当時の杉並区自治基本条例など14自治体の先行事例を研究した経緯 (区民憲章区民会議参考資料8) がありますが、文京区が平成17年に施行した後、340以上の自治体で新たに自治基本条例等が施行され、これら全てを参考にして学ぶことができ、そうすることは「変化し続ける社会に柔軟かつ迅速に対応するために、従来の考え方にとらわれず」「不断の見直しを行う」という区長の施政方針 (平成30年2月定例議会) にも沿ったものであると考えます。つきましては、同条例の理念を一步も二歩も進め、区民がさらに誇れる条例にして頂きたく、貴議会に以下の請願をいたします。

## 請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例について、現在の区を取り巻く社会・経済・文化構造の激変に適応した内容になっているか、ひとつひとつ再確認するとともに、全国各自治体の自治基本条例及びそれに準じた基本条例を参考に、文京区にふさわしい形で取り入れられるものがあるかどうか調べてください。
- 2 「文の京」自治基本条例を、SDGsの目標や理念を反映したものにするかどうか検討するよう区に働きかけてください。(※SDGsの文言やその内容をそのまま盛り込むよう求めているものではなく、あくまでその目標や理念を咀嚼して、文京区に相応しい形で反映するようお願いする次第です)